原告陳述書

2013年9月2日

東京高等裁判所 第11民事部 御中

控訴人 真 下 淑 恵

ハッ場ダムは、今から 62 年前の 1952 年に計画されたダムです。10 年一昔といわれ、62 年も経てば、社会状況などが全く変わっています。当時をふりかえりますと、1958 年に東京タワーが完成し、1964 年の東京オリンピックの頃は首都高速などのインフラが次々に整備され、地方から東京へ労働者が集中した時代です。その頃の東京の水事情は逼迫していたと思いますが、数十年も経った今は人口減の時代になり、節水機器も普及してきています。4 年前に民主党政権になってダムの見直しをするにあたって、従来どおりの有識者会議の形しかとれず、根本的な見直しをすることが出来なかったのは、本当に残念なことです。

この数十年の間に川に構造物を作ることによって起こる堆砂や河口の海岸の浸食被害・自然破壊の問題が明らかになってきました。又、各地でダムが造られ、ダムによる災害も明らかになってきました。代表的な事例として奈良の大滝ダムでは試験淡水中に道路や家などの地盤に亀裂が入り、白屋地区の住民は全員移転せざるを得なくなりました。住民が国を訴えた結果、高裁で地すべりは国に過失があることを認め、住民が勝訴しています。この大滝ダムの当初の建設事業費は230億円とされていましたが、結局3640億円まで増額されました。

埼玉県荒川上流の二瀬ダムでは、堆砂が2倍のスピードで進み、水位変動による地滑りに対して数十億円の費用がかかっています。その上流の滝沢ダムでは、2005年に試験湛水を始めてからダム湖の斜面崩落や道路の亀裂・沈下、陥没が少なくとも10か所で起き、押え盛土やアンカー工、水抜きなどの地すべり対策に、これまで約300億円を投入し、今も600か所で地すべりの計測を行っています。

これまでの裁判で明らかにしてきましたように、八ッ場ダム予定地には地滑り危険 個所が多く含まれています。そのために工事が難航しており、開通した河原畑 (川原畑) 近くの国道で土砂崩れにより1車線通行になったことも何度もあります。一昨年8月の集中豪雨により、川原湯温泉駅前では大規模な土砂災害が発生しました。駅前の山林から流れ落ちた大量の土砂は、国道や吾妻線の線路まで達したため、吾妻線が一時不通となりました。中でも林地区では何度も地滑りが起きており、1989年にはJR吾妻線に沈下、亀裂、変形の被害があり、水を集める縦の井戸と横ボーリングで常時地下水を排水する

ようにしてようやく地すべりがおさまっています。もしダムが出来て、水位が上下する 事になれば、その影響ははかり知れぬものになるでしょう。八ッ場ダムの工事がここ まで進んでしまったのだから、完成させた方がいいとの声が聴かれますが、予定の 工事費内に収まるとはとうてい思えませんし、もし八ッ場ダムが出来たとしてもそ の後も延々と対策工事が必要な負の遺産になっていくことは明らかです。

もう一つ八ッ場ダムには大きな問題があります。ダム計画が発表されてすぐに町を挙げての反対運動がわき起こりましたが、吾妻川がコンクリートや釘を溶かしてしまうほどの強酸性の川であったため、1964 年草津の中和工場と品木ダムを完成させ、水質改善を図った上で具体的に動き出しました。裁判の準備書面や証拠としては取り上げてきませんでしたが、この中和事業は大きな問題です。草津の中和工場から1日60トン、香草(かくさ)中和工場から1日10トンの石灰を湯川・谷沢川・大沢川に毎日石灰ミルクとして投入しています。その膨大な中和生成物が品木ダムに貯まり、堆砂率はすでに8割を超えています。浚渫物はヒ素を含み、流域外での処分が困難な為にダム湖周辺の山林に埋めていますが、次第に処分場の用地確保が難しい状況となっています。この処理については廃棄物処理法に違反していることが、会計検査院から指摘されました。これらの中和、浚渫、沈殿物の処分などの総費用は、人件費も含めて年間10億円となっています。人ッ場ダムを造るために、これを永遠に続けて行かなくてはならないのでしょうか。

治水についても裁判の中で様々な資料を使って明らかにしてきました。最近の雨の降り 方を見ましても、内水氾濫や土石流の被害が 50%以上を占めており、ダムによる治水では なく、森林の涵養やソフト事業も含めた新しい仕組みを考える時期にきていると思います。

今から9年前の2004年に群馬県では516人、1 都 5 県合計で5400人の署名を持ってハッ場ダムの必要性について監査請求をしてきました。その監査結果に納得できず、提訴に踏み切りました。地方自治法の住民訴訟という手段を使って、「地方公共団体の住民が当該団体の執行機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について」争う形をとっていますが、ハッ場ダムは国土交通省が事業主体ですから本来であれば国に対して違法な公金支出の差し止め訴訟をするのが筋であると思います。しかし、残念ながら現在の日本にはそのような仕組みが出来ておりません。一日でも早く国の違法支出に対する納税者訴訟が制度化されるよう希うものです。

住民訴訟の初期の段階では被告側代理人は、公開が原則である裁判の訴訟資料をホームページに載せることを問題にするという前近代的な対応を取ってきました。又、不当な財務会計上の行為又は怠る事実はまったくないのだから、証人は必要ないと主張してきましたが、私たちは群馬県が八ッ場ダムに公金を支出することが、納付書が存在するからとか、議会を通っているから合法であり、問題がないということではなく、八ッ場ダム自体に違法性があることを主張し、今まで治水、利水、地滑りの危険性、ダムサイトの危険性、環境、財務会計行為、費用便益、法律論などについて多くの資料と準備書面を出し、証人申請し、一部認められてきました。今後も証人の申請を是非認めていた

だき、このように問題だらけのハッ場ダムに公金が支出されることが違法であることを 主張していきたいと思います。

1997年に河川法が改正され、河川整備計画に地域住民等の意見を反映させることが出来るようになりました。2007年と2013年に利根川河川整備計画について、公聴会が開かれました。そこでは多くの方々が八ッ場ダム事業への反対意見を口述されましたが、それらの意見は聞き置かれただけで、全く反映されませんでした。この国の民主主義は機能しているのだろうかと疑問に思います。

今や国の借金は1000兆円を超えようとしています。それにもかかわらず、無駄な公共 事業を次々と進めようとする国の姿勢には暗澹たる思いを感じざるを得ません。これからは、公共物の維持管理費だけで莫大な金額になっていきます。子供達や孫たちにこのような負の遺産を残していいものでしょうか?

ダム湖では堆砂が進み、河口の砂浜はなくなっていきます。そしてコンクリートでできた建築物はいつか必ず老朽化していきます。熊本県の荒瀬ダムでは、国内で初めてのダム撤去工事が始まって1年になり、自然が回復してきています。このようなダム撤去が今後の進む方向だと思います。裁判官の良識に期待したいと思います。

以 上